

県立スケート場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第79号

県立スケート場条例の一部を改正する条例

県立スケート場条例（昭和47年岩手県条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）					
1 個人使用の場合の利用料金の上限額				1 個人使用の場合の利用料金の上限額					
区 分		小学校児童 及び中学校 生徒	高等学校生 徒及び学生	一 般	区 分		小学校児童 及び中学校 生徒	高等学校生 徒及び学生	一 般
普通利用料金の上限額（1回 につき）		円 [略]	円 <u>450</u>	円 <u>630</u>	普通利用料金の上限額（1回 につき）		円 [略]	円 <u>460</u>	円 <u>650</u>
回数利用料金の上限額（6回 につき）		<u>780</u>	<u>2,280</u>	<u>3,180</u>	回数利用料金の上限額（6回 につき）		<u>800</u>	<u>2,340</u>	<u>3,270</u>
定期利用料金の 上限額（1シー ズンにつき）	競技関係者	<u>3,120</u>	<u>9,120</u>	<u>12,720</u>	定期利用料金の 上限額（1シー ズンにつき）	競技関係者	<u>3,210</u>	<u>9,380</u>	<u>13,080</u>
	その他の者	<u>6,240</u>	<u>18,240</u>	<u>25,440</u>		その他の者	<u>6,420</u>	<u>18,760</u>	<u>26,170</u>
附属の設備の利 用料金の上限額	靴（1回につ き）	[略]	<u>390</u>	<u>520</u>	附属の設備の利 用料金の上限額	靴（1回につ き）	[略]	<u>400</u>	<u>530</u>
	[略]					[略]			
[略]				[略]					
2 貸切使用の場合の利用料金の上限額				2 貸切使用の場合の利用料金の上限額					
区 分		料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合		区 分		料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合	
アイスホッケーリンク	土曜日及び休日	円	円		アイスホッケーリンク	土曜日及び休日	円	円	

の利用料金の上限額（ 1面につき1時間まで ごとに）		<u>11,860</u>	<u>23,730</u>
	その他の日	<u>8,900</u>	<u>17,800</u>
スピードスケートリン クの利用料金の上限額 （1時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>28,620</u>	<u>57,240</u>
	その他の日	<u>22,890</u>	<u>45,790</u>
附属の設備の利用料金 の上限額	放送設備（1時間 までごとに）	<u>640</u>	<u>1,300</u>
	得点表示盤（1式 につき1時間まで ごとに）	<u>1,290</u>	<u>2,580</u>
	[略]		

[略]

の利用料金の上限額（ 1面につき1時間まで ごとに）		<u>12,200</u>	<u>24,410</u>
	その他の日	<u>9,150</u>	<u>18,310</u>
スピードスケートリン クの利用料金の上限額 （1時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>29,440</u>	<u>58,880</u>
	その他の日	<u>23,540</u>	<u>47,100</u>
附属の設備の利用料金 の上限額	放送設備（1時間 までごとに）	<u>660</u>	<u>1,340</u>
	得点表示盤（1式 につき1時間まで ごとに）	<u>1,330</u>	<u>2,650</u>
	[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。